

川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱

(平成 22 年 3 月 31 日市長決裁 21 川経商観第 586 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、商店街が行う共同施設等の整備事業に対して、補助金を交付することにより本市商店街の振興育成を図ることを目的とし、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年川崎市規則第 7 号）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助の対象となる団体は、市内に主たる事務所を有し、その構成員の 2 分の 1 以上が市内に所在し、かつ代表者が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員）に該当しない商店街で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商店街の事業協同組合
- (2) 商店街振興組合
- (3) 任意の商店街団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの
- (4) 一般社団法人川崎市商店街連合会の各地区連合会
- (5) その他各地区別の商業者の団体(業種別団体を除く)で市長が認めたもの

(補助対象事業及び施設)

第 3 条 補助対象となる事業及び施設は、市内において、その年度内(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)に完了又は設置し、支払うことが確実なもので、次の各号に定めたものとする。

- (1) 商店街の法人団体又は任意団体が、組合員の多数又は一般公衆の利便を図るための施設であって別表第 1 (1) に掲げる施設
- (2) 商店街の法人団体が、組合又は組合員の経営の改善及び生産性の向上を図るための施設であって、組合員の多数が直接利用し、かつ、組合による管理及び運営が確実であると認められるもので別表第 1 (2) に掲げる施設

(補助対象外事業及び施設、経費)

第 4 条 次の各号に掲げるものは、補助対象から除外する。

(1) 対象外事業及び施設

- ア 補助対象経費の総額が別表第 1 に定められた最低事業費に満たないもの
- イ この補助金の交付決定以前に契約しているもの。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に契約する必要がある場合にはこの限りではない。
- ウ 既存施設の原形を著しく変更しない程度のもので、明らかに効用が増すと認められない改修施設
- エ 第 15 条の管理期間内において、補助対象となった施設の改修及び代替であると認められる施設
- オ 道路法、建築基準法、駐車場法、その他関係法令等に抵触するもの
- カ しゃし、遊興に関するもの
- キ 別表第 1(1)の整備事業のうち駐車場施設においては、収容台数が 10 台未満のもの。駐輪場施設においては、収容台数が 30 台未満（125cc 以上の自動二輪車については、1 台を自転車 2 台分として換算）のもの
- ク 日よけ及び施工区域の延長が 20 メートルに満たないアーケード。ただし、既存アーケードを延長又は拡張する増設については、この限りではない。
- ケ 乗用自動車

- コ リース契約又はこれに類する契約形態のもの
 - サ その他市長が第1条の目的に適合しないと認めたもの
- (2) 施設整備に係る経費のうち次の経費
- ア 土地の購入及び賃借に係わる経費
 - イ 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第133条の規定により損金経理の対象とした資産に係わる経費
 - ウ 建物、構築物等を取得する際の権利金その他これに類する経費
 - エ 施設の維持管理に要する経費(別表第1(1)に定めるLED街路灯の電球交換は除く。)
 - オ 各種許認可の申請に要する経費
 - カ 公共事業等による補償費で設置する施設にあつては、当該補償費に相当する経費
 - キ しゃし、遊興に関する経費
 - ク その他市長が第1条の目的に適合しないと認めたもの

(補助金の額及び補助率)

第5条 補助金の額は、別表第1に定められた補助金算出基準により算定した額とする。ただし、算出した額が限度額を超えた場合は、その限度額とする。

2 第1項の規定により算出した補助金の1,000円未満の額は、切り捨てるものとする。

3 市長は、予算の範囲内において、別表第1に定められた範囲で補助率を減らすことができる。

なお、他の補助制度を併用する場合、団体の自己負担は、対象事業費の1/6を下回らないこととする。

(特定事業の事前相談及び事業認定)

第6条 別表第1に掲げる商店街リニューアル事業、商店街モール再整備事業、及び街づくり事業を実施しようとする団体(以下「特定事業実施希望団体」という。)は、補助を受けようとする2年度前の9月末までに川崎市商店街施設整備事業事前相談書(様式第1。以下「事前相談書」という。)を市長に提出する。ただし、市長が認めたものについてはこの限りでない。

2 市長は、前項に規定する事前相談書の提出を受けたときは、特定事業実施希望団体に対して事業実施に向けて必要な助言を行うものとし、また、必要に応じて庁内関係部署に対して情報提供を行うことができる。

3 第1項に規定する事前相談書を提出した特定事業実施希望団体は、補助を受けようとする前年度の6月末までに川崎市商店街施設整備事業認定申請書(様式第2。以下「認定申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 申請事業概要書(様式第2-2)

(2) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項に規定する認定申請書を受理したときは、内容を審査し、事業としての認定の諾否を決定し、事業の認定(否認)通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

5 前項に規定する事業の認定を受けた特定事業実施希望団体が、認定を受けた事業を中止しようとするときは、その理由を書面で市長に申し出るものとする。

6 市長は、前項に規定する中止の申し出を受けたときは、第4項に規定する認定を取り消し、その旨を申出者に書面で通知するものとする。

(街路灯の移管に伴う届出)

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を市長に申請するものとする。

(1) 川崎市商店街施設整備事業補助金交付申請書(様式第4。以下「申請書」という。)

(2) 別表第2(3)申請時提出書類に掲げる書類

(3) 補助金の交付申請額が1,000,000円を超え、かつ補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、1件の金額が1,000,000円を超えるときは、市内中小企業

者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）による入札結果、又は3者以上の業者（うち2者以上は市内中小企業者）からの見積書

(4) 前号に基づき市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（様式4-5）。ただし、川崎市の競争入札参加資格名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(5) 第3号に該当しない場合は、3者以上の業者（うち1者以上は市内に本社を有する業者）からの見積書

2 前項の規定に係らず市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。ただし、前項第3号に該当する場合は、入札（見積り）が行えないことに係る理由書（様式第4-6）を提出しなければならない

3 前2項に規定する申請書類は、市長の指定する日までに提出しなければならない。
（計画変更、中止の届出）

第8条 申請書を提出した団体（以下「申請者」という。）は、申請した施設について、その内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに川崎市商店街施設整備事業補助金変更(中止)申請書（様式第5。以下「変更(中止)申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、次の各号に挙げる軽微な変更と認められるものについては、完了届を提出する際に届け出ることによりこれに代えることができる。

- (1) 事業実施期間を短縮する場合
- (2) 補助対象経費が減額となる場合
（交付又は不交付の決定）

第9条 市長は、申請書の提出を受けた後、審査の上、適正であると認められるものに対し、所要の条件を付して、川崎市商店街施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第6）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、その決定の内容等について川崎市商店街施設整備事業補助金不交付決定通知書（様式第6-2）により申請者に通知する。
（交付の決定の変更及び中止の承認）

第10条 市長は、第8条の変更(中止)申請書の提出を受けた後、審査の上、適正であると認められるものに対し、川崎市商店街施設整備事業補助金変更決定通知書（様式第7）又は川崎市商店街施設整備事業補助金中止承認書（様式第8）により通知するものとする。なお、審査の結果、変更等を認めない決定をしたときは、その旨を申請者に書面で通知する。
（中間検査）

第11条 市長は、補助金の適切な執行を確保するため、必要により、申請書（変更(中止)申請書を含む。以下同じ。）に基づく事業の中間検査を行うことができる。

2 前項の検査を行わなかった場合は、次の各号に掲げる書類を次条に規定する完了届に添付しなければならない。ただし、物件の購入等にあつては省略することができる。

- (1) 工事過程の確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類
（完了届の提出）

第12条 補助事業者は、申請に係る事業及び支払いの完了後2か月以内もしくは申請に係る事業を実施する日における本市会計年度の3月31日までのいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 川崎市商店街施設整備事業完了届（様式第9。以下「完了届」という。）

(2) 別表第 2 (3) 完了時提出書類に掲げる書類

(完了検査及び補助金額の確定)

第 13 条 市長は、完了届の提出を受けた後、申請書、完了届及び関係書類に基づき、審査及び必要に応じて現地調査の実施等による完了検査を行い、その内容が適正であると認められるものに対し、交付する補助金額を確定し、川崎市商店街施設整備事業補助金交付確定通知書（様式第 10。以下「確定通知書」という。）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、適正と認められないものに対し、当該補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、市長は、速やかに、補助事業者に対し、補助金額修正の通知をするものとする。

(補助金の請求等)

第 14 条 補助事業者は、前条の確定通知を受領した後、速やかに、市長に補助金の適正な請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(施設管理期間)

第 15 条 補助金の交付を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助の対象となった施設（以下「補助施設」という。）について別表第 1 に掲げる期間（以下「管理期間」という。）、善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。また、補助施設に広告物等を添加する場合は、川崎市屋外広告物条例等関係法令を遵守しなければならない。

2 前項に規定する期間の始期は、第 13 条の規定により完了検査を行い、届出の内容が適正であると認めた日とする。

(財産の処分等)

第 16 条 管理期間中に、補助団体が補助施設を目的以外の使用、移転、貸与、譲渡、売却、取り壊し又は廃棄（以下「財産の処分等」という。）するときは、あらかじめ市長に川崎市商店街施設整備事業における補助施設の財産処分等に関する申請書（様式第 11）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査し、適切であると認められるものに対し、川崎市商店街施設整備事業補助金財産処分承認通知書（様式第 12）により申請者に通知する。なお、承認にあたり、別に定める金額を市費に納付するよう求める条件を付すことができる。

3 市長は、財産の処分等の不承認を決定したときは、その決定の内容等について川崎市商店街施設整備事業補助金財産処分不承認通知書（様式第 12-2）により申請者に通知する。

(管理状況報告書及び書類の整備)

第 17 条 別表第 1 に掲げる施設を設置した補助団体は、管理期間中毎年補助施設について、川崎市商店街施設整備事業補助金管理状況報告書（様式第 13。以下「管理状況報告書」という。）に必要事項を記入のうえ、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

2 補助団体は、前項のほか、管理期間中補助施設に係わる収入及び支出についての帳簿その他証拠書類を整備し、かつ、保管しておかななければならない。

3 補助団体は、管理期間中に次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 補助団体の事務所を移転し、又は名称若しくは代表者を変更したとき。

(2) 補助団体の合併、事業の中止、解散又は強制執行を受ける等重大な事故が生じたとき。

4 前項第 1 号に該当するときは、第 1 項に定める管理状況報告書に併せて報告することで、前項の届出に代えることができる。

(調査)

第 18 条 市長は、管理期間中随時補助団体の経理及び事業の運営並びに補助施設について調査指導することができる。

(補助金の返還)

第 19 条 補助団体が次の各号の一に該当するときは、市長は、補助金の交付決定等を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りの申請、報告又は補助金の交付に関して不正の行為があったとき。

(2) この要綱、神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項及び第 2 項又は補助金の交付条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の返還を命ずる場合は、補助金交付の日から返還の日までの期間に応じ、市税の延滞利息の例により計算した加算金を徴収することができるものとする。

(相談及び指導)

第 20 条 市長は、第 3 条に規定する補助対象施設設置又は事業実施をしようとする団体に対し、あらかじめ相談を受け又は指導することができる。

2 補助対象施設を設置しようとする団体（特定事業実施希望団体を除く）は、補助を受けようとする前年度の市長が指定する日までに、別表第 2 (2) に掲げる書類を市長に提出するものとする。ただし、市長が認めたものについてはこの限りではない。

(関係書類の公開)

第 21 条 市長は、補助事業の内容について広く周知を図ることが第 1 条の目的に沿って適当であると認めるときは、この要綱に基づく関係書類を公開することができる。

2 前項の場合において、補助事業者はあらかじめこれを承諾したものとみなす。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ税額控除の確定に伴う補助金の返還)

第 22 条 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額は、補助の対象としない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 補助事業者が課税事業者であって、申請時点において仕入控除税額を合理的に見積もることが困難である場合

(2) 補助事業者が免税事業者である場合

(3) 補助事業者が課税事業者であって、簡易課税制度を適用している場合

(4) 補助事業者が課税事業者であって、簡易課税制度を適用せず、特定収入割合が 5 % を超える場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

2 前項ただし書により消費税等を補助対象経費に含めた場合において、実績報告後に消費税等の申告により当該補助金における消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合には、補助事業における消費税等に係る仕入控除税額報告書(様式第 14)により速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等の仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(県警本部への照会)

第 23 条 市長は、必要に応じ、補助事業者が第 2 条に該当するか否かについて、神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(その他)

第 24 条 その他、この要綱に定めのない事項については、本市条例等に定めのある場合を除いて、経済労働局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる要綱（以下、「旧要綱等」という）は廃止する。

(1) 川崎市商店街共同施設補助金交付要綱(平成 9 年 4 月 1 日施行)

(2) 川崎市商店街街づくり事業補助金交付要綱(平成 7 年 12 月 1 日施行)

(経過措置)

- 3 旧要綱により、第3条の施設を計画している団体で、既に事業計画書を提出したものについては、この要綱により、事業計画書を提出したものとみなす。
- 4 旧要綱により、別表第1に掲げる商店街リニューアル事業又は街づくり事業の認定を受け、事業が継続しているものについては、この要綱により、認定したものとみなす。
- 5 旧要綱等により、当該年度において、既に補助申請を行った団体については、この要綱において申請を行ったものとみなす。
- 6 旧要綱等により、現に別表第1に掲げる施設に相当する施設の整備及び事業を実施した補助団体の施設の管理期間の始期については、なお従前の例による。
- 7 別表第1に掲げる商店街エコ化プロジェクト事業〔第1期〕については、平成24年3月31日までとし、平成22年度以降の募集分については、商店街エコ化プロジェクト事業〔第2期〕とする。

附 則

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

なお、この改正以前に補助交付決定を受けた補助団体については、第16条、第17条第3項及び同条第4項の規定を準用するものとする。

附 則

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和5年7月19日から施行する。

(商店街のエコ化促進に係る補助率の特例)

- 2 令和5年7月19日から令和6年1月15日までの間に商店街エコ化プロジェクト事業を実施し、かつ、令和6年2月15日までに完了届を提出する申請者に対する補助金の算定については、別表第1中の補助率「1/2以内」とあるのは、「2/3以内」とする。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(商店街の安全・安心事業に係る補助率の特例)
- 2 安全・安心事業のうち、令和7年4月1日から令和8年1月15日までの間に、商店街の安全・安心な環境づくりに必要な「防犯カメラ」に関する事業を実施し、かつ、令和8年2月16日までに完了届を提出する申請者に対する補助金の算定については、別表第1中の補助率「1/2以内」とあるのは、「3/4以内」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和8年4月1日から施行する。
(持続可能な商店街支援事業に係る補助率の特例)
- 2 持続可能な商店街支援事業のうち、令和8年4月1日から令和9年1月15日までの間に、防犯カメラ（設置後、管理期間を超過したものについて、危険防止等のために行う改修、補修及び撤去等を除く）に関する事業を実施し、かつ、令和9年2月16日までに完了届を提出する申請者に対する補助金の算定については、別表第1中に補助率「1/2以内」とあるものを、「3/4以内」と読み替えるものとする。

別表第1 補助対象事業及び補助対象施設別一覧

(1) 補助対象事業、補助率等一覧

種 類	施設名	最低事業費	補助率	対象団体別補助限度額		管理期間					
				法人団体	任意団体						
整 備 事 業	アーチ、アーケード、カラー舗装、 街路緑化、彫刻、案内看板等	50 万円	1 / 4 以内	800 万円	300 万円	5 年					
	駐車場、駐輪場		3 / 1 0 以内								
持 続 可 能 な 商 店 街 支 援 事 業	防犯カメラ、A E D、防犯灯灯具※1	10 万円	1 / 2 以内	800 万円	300 万円	3 年 ※2					
	整備事業に記載の施設並びに防犯カメラ、A E D及びLED街路灯のうち、設置後、管理期間を超過したものについて、危険防止等のために行う改修・補修等		1 / 4 以内				25 万円	25 万円	3 年		
	整備事業に記載の施設並びに防犯カメラ、A E D及びLED街路灯のうち、設置後、管理期間を超過したものについて、危険防止等のために行う撤去等					200 万円				200 万円	—
	LED街路灯の電球交換 ※設置後 10 年を経過したものまたは不点灯のものに限る。										
	街路灯装飾具の撤去		200 万円			200 万円	—				
街路灯装飾具の撤去	200 万円	200 万円		—							

(附記)
 ※1 防犯灯灯具とは、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行安全を図るために、第2条で定める補助対象団体が設置するもので、原則として、高さが地上から4.5メートル以上(歩道においては3.5メートル以上)で、かつ、電力供給会社等と「公衆街路灯A」契約を締結し、主に道路等を終夜照らす電灯をいう。なお、共同住宅の敷地内を主に照らすことを目的とした照明灯、アーチ、ネオンサイン等の装飾を加味した照明灯及び駐車場又は駐輪場等の施設の照明灯などは除く。ただし、市長が必要であると認める照明灯にあってはこの限りでない。
 持続可能な商店街支援事業のうち、防犯灯灯具の設置については補助対象団体が市に移管予定の街路灯支柱に設置するものに限る。
 ※2 防犯灯灯具の整備については、第13条第1項で規定する確定通知書により通知する管理期間の開始日から市に移管するまでの間において善良な管理者の注意をもって維持管理するものとする。

種 類	施設名	最低事業費	補助率	対象団体別補助限度額		管理期間
				法人団体	任意団体	
商店街リニューアル事業	整備事業と持続可能な商店街支援事業に記載の施設のうち、2種類以上の施設を複合的に整備するもの	1,000万円	1/4以内	2,500万円	1,000万円	5年
商店街モール再整備事業	既設の商店街モール（カラー舗装等）を市が推奨する仕様に再整備するもの	1,000万円	1/3以内	2,500万円	1,000万円	5年
	既設の商店街モール（カラー舗装等）を上記以外の仕様に再整備するもの		1/4以内			
街づくり事業	街路灯、アーチ、アーケード、カラー舗装、街路緑化、駐車場、駐輪場、彫刻、コミュニティーセンター等のうち2種類以上の施設を一体的、総合的に整備するもの	1億円	1/4以内	7,500万円	—	5年
商店街エコ化プロジェクト事業	LED街路灯の新設 （新設とは、新たな支柱を設置する場合とし、それ以外の場合を改修とする）	50万円	1/2以内	800万円 （1基当たりの補助限度額は、20万円）	800万円 （1基当たりの補助限度額は、20万円）	5年
	LED街路灯への改修 ※電柱共架型への改修やアーケード内の改修も含む。 ※既存のLED街路灯からの改修は除く。			600万円 （1灯当たりの補助限度額は、7.5万円）	600万円 （1灯当たりの補助限度額は、7.5万円）	
施設撤去事業	街路灯	10万円	1/2以内	200万円	200万円	—
	アーチ			400万円	400万円	
その他	本表に記載以外のもので、市長が第1条の目的達成のため必要と認めたもの	50万円	1/4以内	800万円	300万円	5年

(2) 法人団体のみを対象とした補助対象施設、補助率等一覧

種 類	施設名	最低事業費	補助率	補助限度額	管理期間
建 物	コミュニティーセンター、共同作業所、共同店舗、倉庫、従業員厚生施設、事務所、会議室、展示場、研修所、便所及びその付属設備	50 万円	1 / 4 以内	800 万円	5 年
車 両	貨物運搬自動車、特殊自動車				2 年
備 品	複写機、複合機、パソコン、スタンプカードシステム、放送設備、情報関係機器等				3 年
機 械 装 置	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)別表 2 に掲げる設備				
そ の 他	本表に記載以外のもので、市長が第 1 条の目的達成のため必要と認めたもの				5 年

ただし、法人団体の場合、補助限度額は別表 1 (1)と合算する。

別表第2 補助金申請書類一覧

(1) 事業実施2年度前の9月末まで

提出書類（第6条第1項に規定する特定事業実施希望団体のみ）
・事前相談書（様式第1）

(2) 事業実施前年度

提出書類（前年度の市長が指定する日まで、特定事業実施希望団体は前年度の6月末まで）
・市長が指定する様式（エントリーシート）※特定事業実施希望団体以外
・認定申請書（様式第2）及び申請事業概要書（様式第2-2）※特定事業実施希望団体のみ
・その他市長が必要と認める書類

(3) 事業実施年度

申請時提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（様式第4） ・施設整備計画書（様式第4-2） ・管理計画書（様式第4-3） <p style="margin-left: 20px;">※施設撤去事業及び持続可能な商店街支援事業における街路灯装飾具の撤去の場合は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者選定理由書（様式第4-4） ・添付書類 1～21

添付書類名		必須	留意点等
1	入札結果又は見積書	(写) ○	補助金の交付申請額が1,000,000円を超え、工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、1件の金額が1,000,000円を超えるときは、市内中小企業者による入札結果、又は3者以上の業者（うち2者以上は市内中小企業者）の見積り 補助金の交付申請額又は工事の発注、物品及び役務の調達等の1件の金額が1,000,000円以下のときは、3者以上の業者（うち1者以上は市内に本社を有する業者）の見積り
2	市内中小企業者であることの誓約書（様式第4-5）	—	補助金の交付申請額が1,000,000円を超え、工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、1件の金額が1,000,000円を超えるときの市内中小企業者の誓約書。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者は不要。

3	入札（見積り）が行えないことに係る理由書（様式第4-6）	—		補助金の交付申請額が1,000,000円を超え、工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、1件の金額が1,000,000円を超えるときに、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者による見積りを行えない場合
4	団体名簿	(写)	○	法人団体の場合は、組合員名簿 任意団体の場合は、役員名簿及び会員名簿
5	組合の登記簿謄本	(原)		法人団体の場合は、原本を提出 ただし、補助内容が任意団体と同様の場合は、提出不要
6	定款又は会則	(写)	○	法人団体の場合は、定款 任意団体の場合は、会則
7	予算・決算関係書類	(写)	○	法人団体の場合は、貸借対照表損益計算書、財産目録、事業報告等 任意団体の場合は、前年度決算書・事業報告、今年度予算書・事業計画等
8	総会又は理事会議事録	(写)	○	当該事業に賛同した旨を証するもの
9	仕様書（図面又はカタログ）	(写)	○	補助対象施設の設計図面等の見取図 他の書類に仕様が明示されていれば不要
10	位置図	(写)	○	補助対象施設の位置を地図上に明示したもの
11	事業着手前の現況写真	—	○	事業実施予定場所の全体がわかるものを含む
12	建築確認通知書	(写)		建物、工作物の場合
13	道路占用許可書	(写)		街路灯、アーチ、アーケード、防犯カメラ等の場合（公道に設置若しくは影響する場合）
14	許可証	(写)		補助申請施設の設置が法令により許可を必要とする場合
15	土地の登記簿謄本	(原)		補助団体の所有する土地に補助対象施設を設置するとき。原本を提出
16	土地又は建物所有者の承諾書	(写)		補助団体の所有しない土地、建物内に設置若しくは影響する場合
17	管理運営規約	(写)		駐車場、防犯カメラ等を設置した場合、運営に関する計画・取り決め
18	賠償責任保険の見積書	(写)		街路灯、アーチ、アーケード、防犯カメラ等、事故等により他人に危険が及ぶ可能性のある施設の場合、当該施設が対象となった賠償責任保険（1社以上の見積。保険加入済みの場合は、加入が確認できる書類。）
19	事故等の危険があると判断できる書類	(写)		持続可能な商店街支援事業における、危険防止等のために行う改修・修繕、撤去等を活用する場合
20	暴力団又は暴力団員でない旨を誓約する書類	(原)		川崎市暴力団排除条例第8条に基づく排除措置対象の確認ができていない場合
21	移管対象確認通知書	(写)		
22	その他書類	(写)		市長が必要と認めた場合
(附記) 上記の書類それぞれが他の書類の内容を具備する場合には、一方の書類の添付を省略することができる。				

完了時提出書類				
<ul style="list-style-type: none"> ・完了届（様式第9） ・精算書（様式第9－2） ・添付書類 1～12 				
添付書類名		必須	留意点等	
1	契約書	(写)	○	
2	発注実績報告書（様式第9－3）	—	補助金の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行った場合において、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載	
3	中間検査の報告写真	—	中間検査を実施した場合	
4	工事過程の確認できる書類	(写)	○	
5	設置完了時の報告写真	—	○	
6	配置図	(写)	○	
7	工事完了報告書又は納品書	(写)	○	施工業者等から商店街に提出されたもの
8	工事完了検査書	(写)	○	7の提出を受けて検査を実施した後に、商店街が施工業者等に渡したもの
9	占用工事完了届	(写)		街路灯などの設置や撤去等、公道の掘削を伴う工事を実施する場合 道路公園センターの收受印があるものに限る
10	賠償責任保険の加入が確認できる書類	(写)		別表第2 申請時提出書類18の際に、未加入であった場合
11	資金経路が確認できる書類	(写)	○	請求書・振込依頼書・通帳・領収書等の支払先・支払方法・支払先口座が確認できる書類の写し、借入証書写し、国・県等の補助金通知書写し等
12	その他書類	(写)		市長が必要と認めた場合

(4) 管理期間中に補助施設の財産の処分等をする場合

提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市商店街施設整備事業における補助施設の財産処分に関する申請書（様式第11） ・財産処分前の補助施設の位置図 ・財産処分前の写真 ・その他参考になる書類

(5) 事業実施翌年度以降～管理期間終了まで

管理期間内提出書類（年1回市長が指定する日まで）

・管理状況報告書（様式第13）

・現況写真（3か月以内）

(6) 消費税等の申告により当該補助金における消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合

消費税等に係る仕入税額控除の報告書類（事業実施年度の消費税等の確定申告後速やかに）

・川崎市商店街施設整備事業における消費税等に係る仕入控除税額報告書（様式第14）

・確定申告書の写し

・その他参考になる書類（仕入控除税額の金額の積算内訳等）